

委 託 業 務 処 理 要 領

1 委託業務名

滝川警察署庁舎敷地除雪業務

2 使用機械・除排雪作業員

本業務に使用する機械は一切契約の相手方（以下「受託者」という。）の負担とし、原則として次の基準によるものとする。

ア 除雪ドーザ （ホイール型、スノーバケット付、容量1.2m³以上）

イ ダンプトラック（積載10 t 級、差枠付）

3 除雪の範囲

滝川警察署庁舎敷地とし、別図で示す区域とする。

4 除雪時間及び除雪方法

(1) 除雪作業はおおむね10センチメートル以上の降雪があった場合に実施し、原則として午前8時00分までに処理するものとする。

(2) 細部にわたる除雪及び排雪等については、委託者と協議の上、処理するものとする。

5 堆積及び排雪場所

除雪した雪は、敷地内の指定場所に堆積させ、雪の堆積量が多量となって、置き場所がなくなり、排雪が必要と判断したときは、委託者と協議し、市町村が指定した雪捨て場へ運搬し投棄すること。

6 業務の報告

(1) 除雪作業日報

受託者は、業務終了後、その都度、別紙1「除雪作業日報」を2部作成し、委託者の確認を受け、その1部を提出するものとする。

(2) 実績報告書

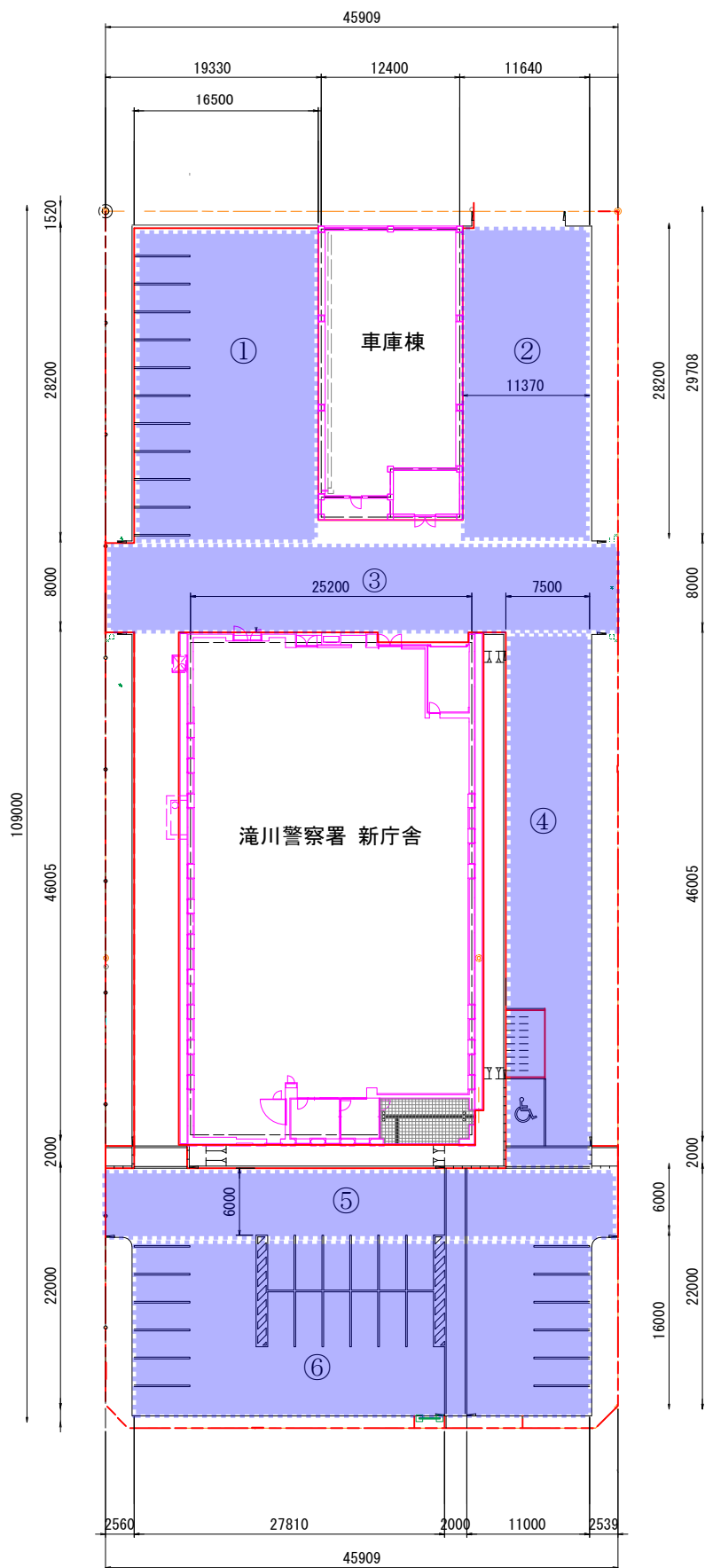
受託者は、1か月間の作業実績について、翌月速やかに別紙2「実績報告書」を作成し、別紙1「除雪作業日報」を添えて委託者に提出するものとする。ただし、3月分については、3月末日までに提出すること。

7 その他

業務処理に当たっては、委託者と十分に打合せを行い、警察業務に支障を与えないよう下記の事項について十分留意すること。

ア 業務処理に際しては、通行人等にも十分注意を払い、事故等を発生させないよう配慮すること。
また、作業員の労災事故の防止に努めること。

イ 除雪機械の運転に当たっては十分注意し、庁舎、工作物、備品、車両等に損害を与えないこと。
なお、万一損傷を与えた場合は、受託者の負担により確実に復旧すること。



(㎡)			
①	28.20 × 16.50	=	465.30
②	28.20 × 11.64	=	328.20
③	8.00 × 45.90	=	367.20
④	46.00 × 7.50	=	345.00
⑤	6.00 × 45.90	=	275.40
⑥	16.00 × 40.81	=	653.00
2,434.10			

除 雪 作 業 日 報				
業 務 名 滝川警察署庁舎敷地除雪業務				
令和 年 月 日 (曜日) 業務処理責任者				
作 業 開 始	時 分	確 認 者 職 ・ 氏 名		
作 業 終 了	時 分	確 認 者 職 ・ 氏 名		
稼 働 車 両	除雪ドーザ 台 稼 働 開 始 時 分 稼 働 終 了 時 分		稼働時間 時間 分	
	除雪ドーザ 台 稼 働 開 始 時 分 稼 働 終 了 時 分		稼働時間 時間 分	
	除雪ドーザ 台 稼 働 開 始 時 分 稼 働 終 了 時 分		稼働時間 時間 分	
	ダンプトラック 台 稼 働 開 始 時 分 稼 働 終 了 時 分		稼働時間 時間 分	
	ダンプトラック 台 稼 働 開 始 時 分 稼 働 終 了 時 分		稼働時間 時間 分	
	ダンプトラック 台 稼 働 開 始 時 分 稼 働 終 了 時 分		稼働時間 時間 分	

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

滝 川 警 察 署 長 様

受託者

業務名 滝川警察署庁舎敷地除雪業務

令和 7 年 月 日付けで契約締結した上記業務の令和 年 月分実績について、次のとおり報告します。

記

機 械 名	前 月 繰越時間	当 月 稼働時間	計	当 月 請求時間	翌 月 繰越時間
除雪ドーザ ホイール型、スノーバケット付、 容量1.2m ³ 以上	分	時間 分	時間 分	時間	分
ダンプトラック 積載10 t 級、差枠付	分	時間 分	時間 分	時間	分

注 月の稼働時間の合計に 1 時間未満の端数が生じた場合は翌月に繰り越すこととし、最終月は
契約書第 2 条第 1 項第 2 号に基づき処理するものとする。

確認者 所 属 滝川警察署
職氏名